

令和7年度以降の放課後児童クラブの運営について

諮問

本市は、放課後児童クラブの運営について、令和2年度から委託により実施しており、その期間が令和6年度末をもって終了する。

このため、令和7年度以降の運営手法等に関する市の考えについて調査審議を求めるもの。

諮問事項

○令和7年度以降の運営手法

民間委託検討時に整理していた課題への対応状況について、各種アンケート調査の結果等をもとに整理する市の評価及び令和7年度以降の運営手法の考えについて、調査審議を求める。

○委託により実施することを了とする場合の委託内容

現行の委託期間の状況を踏まえて整理する市の委託内容見直し案について、調査審議を求める。

答申までの流れ

管理運営手法として、現行の委託により実施する場合と直営に戻す場合のいずれにおいても、一定程度の準備期間が必要。

このため、事務局としては、令和6年3月に答申をいただきたい。

(事務局案)

○諮問：12月26日 ○調査審議：1月中旬～3月中旬

○答申取りまとめ：3月中旬 ○答申：3月下旬

参考

○放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

本事業の設備運営基準については、国の運営指針をもとに市が各種条例等を制定し、これらに基づいて管理運営している。

○放課後児童クラブの設置運営状況

【市委託分：公設民営】（42校に83か所設置）

・シダックス大新東ヒューマンサービス（株）委託分 80か所

・社会福祉法人旭川保育会委託分 2か所

・社会福祉法人松の木会委託分 1か所

【市補助分：民設民営】（15か所）

・幼稚園や認定こども園と併設など

○放課後児童クラブ登録児童数等（令和5年5月1日時点）

・公設民営（定員数：3,232人 登録児童数：2,863人）

・民設民営（定員数：543人 登録児童数：550人）

○放課後児童クラブの民間委託の検討について（平成30年11月29日 放課後児童健全育成事業専門部会資料より）

平成28年12月以降、待機児童ゼロを継続しており、今後は市民ニーズが量から質へのシフトしていくことが予想される。なかでも関心が高いのは児童と直接関わる支援員の資質向上であると考えられるが、これを含めた質的拡充に今後取り組む必要がある。

（課題）

サービスの均質化・良質化、指導・研修体制、支援員の処遇、運営の効率化